

求人者の皆さま

求人者マイページの 開設をお願いします



求人者マイページとは？

事業主の方が「ハローワークインターネットサービス」のサイト上で求人者マイページを開設すると、様々な機能を使って求人活動ができるようになります。

使い方がわからないなど、困ったときはヘルプデスクもあるので、安心してご利用いただけます。



こちらのQRコードからハローワークインターネットサービスへアクセスできます！

使える！その1 会社から申し込み！

ハローワークに出向くことなく、求人者の申し込みが可能（コロナ感染防止にもつながります）。

使える！その2 求人者のデータを再利用！

過去に出したことがある求人（令和2年1月以降のもの）のデータを使って、別の求人票をつくるのが可能！求人申込書を記載する手間が省けます。

使える！その3 画像登録

事業所の外観、職場風景、取扱商品などの登録が可能。

→仕事の内容、事業所のイメージが分かりやすくなり応募につながります！

まだまだあります！便利機能！

- 求職者の紹介状の確認や選考結果の登録
- 求職者からオンラインで直接応募の受付
- メッセージ機能を使って紹介した求職者とのやりとり（求職者がマイページを開設している場合）。
- 応募者の応募書類の管理や採否結果の入力



★マイページの開設は**簡単**にできます！今すぐ裏面をFAX

STEP 1

メールアドレスを登録用紙（裏面）に記入。ハローワークへメールまたはFAX送信。

STEP 2

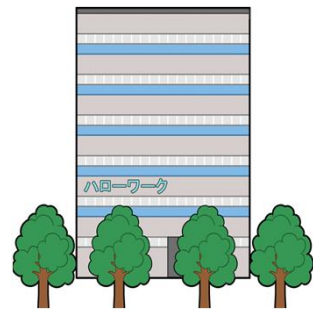
ハローワークの職員がメールアドレスを登録

STEP 3

事業所でパスワード登録！！
開設完了！！

事業所に訪問し、開設のお手伝いをすることもできます。お気軽にご相談ください

ハローワーク大隅 求人担当 あて
FAX 099-471-2831
またはmp-oosumi@mhlw.go.jpまで
下記①～④をメール送信してください。



求人者マイページ開設用のアカウント登録

ログインアカウントとして使用するメールアドレスを次のとおり登録します。

*①～④をご記入ください。

①事業所名

②登録用メールアドレス

③担当者名

④連絡先電話番号

社会保険労務士等が提出代行する場合は以下について、ご記入ください。

【提出代行記入欄】

提出代行者名

連絡先電話番号

※上記のメールアドレスは事業所の「親ID」です。社会保険労務士が事業所に代わりハローワークインターネットサービスにて求人を申し込む場合は、事業所と社会保険労務士との契約に基づき、事業所（主）から「追加アカウント（子ID）」の貸与を受けてください。

お問い合わせは

ハローワーク大隅 求人担当

TEL 099-482-1265 FAX 099-471-2831